2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次のⓐからⓕまでの要件を全て満たす鋼橋上部工新設工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

また、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、下記ⓐからⓕまでの要件を全て満たす施工実績を有すること。経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、何れか１社が下記ⓐからⓕまでの要件を全て満たす施工実績を有すること。

ⓐ　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。

ⓒ　最大支間長45m以上であること。

ⓓ　床版形式がＩ型格子床版又は鋼・コンクリート合成床版であること。

ⓔ　連続スパン数が４以上であること。（同一橋梁の一部区間施工も含む。）

ⓕ　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、ⓐからⓕは製作から架設まで同一の橋梁で施工した実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した鋼橋上部工新設工事で、上記⑷ⓐ、ⓑ、ⓒ、ⓕの要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ただし、ⓐ、ⓑ、ⓒ、ⓕは製作から架設まで同一の橋梁で施工した経験であること。

また、工場製作における配置予定の技術者と架設工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、架設工事における配置予定技術者は架設工事の施工経験を有する者であること。

③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、構成員のうち何れか１社の主任技術者又は監理技術者が上記①、②の要件を満たしていること。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等（図面、仕様書、現場説明書、参考資料等（変更分含む））をダウンロードしない者又は発注者の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者は入札に参加することができない。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする（詳細は入札説明書参照。）。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

ⓐ　溶接における品質・耐久性確保の配慮

ⓑ　床版における品質・耐久性確保の配慮

⑵　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び施工方法等の提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑶「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　技術提案における最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書に示す条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　技術資料の内容に応じ、下記㋐の評価を行い施工体制評価点を与え、また㋑の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

㋐　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

㋑　技術提案

ⓐ　溶接における品質・耐久性確保の配慮

ⓑ　床版における品質・耐久性確保の配慮

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。